

「どうせ俺が悪いんだろ」からの出発

笠原昭男（全生研常任委員・大学講師）

1. 教員（教育現場）の昔と今

1980年～1990年代

- （ ）の得意な技は 椅子投げだ ブロックシフト 目で合図する
- 責任は 全部持つから 好きにやれ 頼もしいかな でも心配だ
- 午後5時に なるといつもの（ ）楽しそうだが 外では部活
- 今日はね ソフトボールで 楽しむぞ（ ）の 午後は天国
- （ ） 頑張れ先生と 生徒たち 胸を張りつつ 校門を出る

*保護者はありがたい

- みなさんで盛り立てましょうこのクラス初めての先生 心配不要
- 最後だねお寿司とビール泊まってけで一杯だけと（ ）
- アジとサバ三枚おろしこれ食べな元気が出ると保護者来る

*子どもたちの荒れ・暴力

- （ ）入れておいカサハラと迫る彼胸倉つかまれとまどう自分
- 朝来たら窓ガラス多数割られてたほうきを手に職員総出
- こんな歌歌えるもんかと毒を吐くか細い声の合唱コン



1994年：子どもの権利条約批准

学校に世界の姿取り入れて IKKは学校変える

親・教師・子どもの三者協議する 制服なくすなくさない？

条約を実現します生徒会選挙 公約高い意志

2000年頃～ 何だか「息苦しく」なってきた

毅然とね隙見せないで指導せよ隙ばかりの私どうしましょ

お団子も（ ）もだめそればかり職員会議をそっと 抜け出す

教師にも（ ）ができましたどうぞお好きにと斜に構える

先生の息苦しさはどうして？年表見ればよくわかる



2. 2000年頃からの教育政策

新自由主義政策の浸透（自己責任・自助努力）貧困・格差の拡大

2000年：職員会議は校長の「補助機関」

2003年：七尾養護学校事件 *科学的な性教育パッシング*ジェンダーフリー教育へのパッシング

2006年：教育基本法「改正」→国家や行政の教育への介入（⇒奈良教育大学附属小学校への介入）

2006年：文科省「児童生徒の規範意識の醸成に向けた生徒指導の充実について」・・・学校内の決まり等を守れない児童生徒に対して毅然とした粘り強い指導をするように。（アメリカ発「窓割れ理論」がもと）この頃から「ゼロトレ」「学校スタンダード」が広がり始める カリキュラムマネジメント・PDCA

サイクルと教員評価が広がる

2007年：悉皆による全国学力テスト⇒点数競争強まる

2016年：「業績評価」と「能力評価」2本立ての人事評価制度、全ての自治体に義務付け

2018年：道徳の教科化

*2022年12月：生徒指導提要改訂 *2023年4月：子ども基本法施行

*2023年12月22日*子ども大綱閣議決定

3. 「どうせ俺が悪いんだろ」からの出発 (「サクラ・サク」より)



荒れる学校

「貧困世帯」 約50%の中学校 ・要保護、準要保護49% 児童養護施設も
・あちこち破壊の後そのまま ・4月の職会：「お団子」と「触覚」をどうするか

秒読みの生徒：翔太

・「うるせえ」が出会い 突然、級友に暴力 「どうせ俺が悪いんだろ」 涙 年に何回か繰り返す
エスカレートする翔太 廊下をふらふら ライターで火をつける どうしたものか？
学校へ行きたくない 夜中に目が覚める 食べる

カサハラの部屋

空き教室改造 マッサージチェア 生徒の出入り自由 ドアは開放 いつでもおいで
いろんな生徒がやってくる ・・雑談、相談などなど

翔太がやってきた

「カサハラ、ヒマそうだな」「まあ、ヒマだよ」「朝食食べた？」「ああ、菓子パンを食べたぜ」
「昨日の夕飯は？」「生姜焼きだ。俺が作った」
「えらいな。いつも作るの？」「ああ、だいたいな。ババアが具合
悪いからな。だいたいなんだって作れるぜ」
「たいしたもんだ。先生も夕飯作ってるぜ」「そうか、先生も大変だな」
「ああ、大変だよ。学校に来て荒れてて大変だし」
「先生、またくるぜ。いいよな」「ああ、いいよ、歓迎するぜ」

まるごと受けとめる
とにかく話を聞く 雑談
学校的価値観から自由に

翔太たちと遊ぶ

「先生、おやじだな、ゴルフするのか？」「昔、ちょっと」
「おもしろそうだ、和樹、ゴルフクラブ作れよ」
パー3のゴルフ遊び チャイムが鳴る
「教師がこんなことして生徒と遊んでいいのかよ」
「生徒が授業に出ずにこんなことをしていいのかよ」
「教師は俺たちみたいに授業をサボル生徒を指導するもんだろ」
「・・・じゃ、授業に出ろよ」「へんな教師だな。次の授業出てやるよ」「あっそう、それはすごいや」

ユーモアは、生真面目を骨抜きにし、それによって憎悪や怒り、怨念や狂信、教条主義や屈辱、皮肉をも骨抜きにする。「皮肉は損ない、ユーモアは癒す」楽しむコツは（子どもの）逸脱行動にノルことです。

語り始めた翔太

「小学校の時、いつも俺のせいにされたんだ。倉持がいじめたのに、センコウも倉持を信用して俺を怒ったんだ」「翔太には理由があったんだな。本当はまずいって思っていたんだろ」「ああ、殴ってしまっただけから、またやっちゃったと思っていたんだ」

本人が語りだしたくなるまで待つ

・・・翔太は暴力という手段でしか自分を守れない
かと思っっているのかもしれない。そのあと激しく自分を責める。なんだか翔太が愛おしく思えた。何とかしたいという思いが湧いてきた。(翔太は父親や兄から暴力を受けて育った。やがて父親は出ていく。母親は交通事故の影響で視力が弱く、体調もよくない。育児放棄の状態だったようだ)

翔太との対立：・・・それは、おれのことだろ。おれ、サッカー部やめる・・・
笠原先生、お話があります 私「



翔太の深い傷つき・学年の前向きな活動

校長先生の手を払いのけ、暴言「なんだてめえ」 体育館のガラスを素手で割る
「先生、手を切るなよ」 教頭先生に飛びかかろうとする 涙を流す

自治を目指して 楽しい活動 文化活動

掃除やり隊、写真撮りたい、学年集会を楽しくしたい（前向きな活動をつくる）文化祭で原爆をテーマにした構成劇（有志参加） ジュースで乾杯

3年生になって・癒されているのは私？

ケアするものがケアされる

「どうして教師に？教師ってきついだろ」

「俺みたいな生徒がたくさんいて、授業やって、部活やって、帰り遅いし、割りに合わないよね」「俺みたいなやつは教師になれないよね」

「オール1でも今は高校の物理の先生」「翔太この本読んでみる？（大平光代『だからあなたも生き抜いて』）」 「翔太は受験知は低いけど、生活知は高い」 「いやになることないのかよ」「しょっちゅうだよ。でもこれがあるから気分転換（桜の写真を見せる）」 「その写真もらえる？」 だが・・・

再び暴力事件、そして・・・

教頭先生を蹴り飛ばす 補導 眠れぬ夜 臨時学年集会 「翔太を一人にしないで欲しい、居場所をつくって欲しい・・・」 動き出す生徒たち

「2年の途中まで翔太は迷惑な人でした。いなけりゃいいのにと思ったこともありました。でも今は、翔太は本当にいいやつなんです・・・」（倉田夏美）

大仏、スゲーって言おう

修学旅行・・・何としても翔太を参加させたい 生徒たちと何度も話しあう

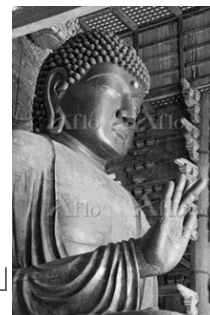
副実行委員長：茂雄 夏美と茂雄が翔太と同じ班に

茂雄：「だれだ、障子に穴をあけたのは？」

修学旅行を成功させようと話しあってきたのに。これ以上やるな」

帰りの新幹線、茂雄「あいつ、修学旅行に参加できて本当によかったな。

本当に楽しそうだ」 笠原とのつながりよりも大切なのは翔太と生徒との「出会い直し」



日本国憲法学んだらう！

茂雄のケンカ情報（茂雄：学年でもっとも体格がいい） 「日本国憲法学んだらう！通知表5に値する行動をとれ！」 翔太が実は茂雄のケンカを止めていた 翔太、冬休み、マックへ行こうぜ！

マッサージチェアの効力？

「サクラ・サク」 生徒からの合格通知

3年3学期：翔太を特訓 「あいつらなんとかしてよ」「永井先生もいじわるだよ」

卒業旅行は私の嫌いな TDL 先生筋を通せよと茂雄

「ついていいウソとついてはいけないウソがあるよね」

「俺たちのウソは許されるよね」 卒業式 永井先生へのサプライズ

「こんな俺たちを最後まで見放さず見守ってくれて、ほんとうにありがとうございました！」



生活指導（集団づくり）がめざすもの

- ① だれもが安心して生活がおくれ、自由にもものが言える、意見表明できる学級
- ② 自分たちの願いや要求を実現するために自分たちで話し合っ、自分たちで決め、自分たちで活動できる学級。（＝自治のある学級）
- ③ 集団と個人、個人と個人が平和的な（＝民主的な）関係の中で生活できる、または、その方法を子どもたちが学び身につけることができる学級。

4. 先生たち・保護者の人たちと共に

夏休みの職員研修 2日間 すべての教職員参加

SCの奥田さんの話 「翔太さんたちをまるごと受け止めようとする姿勢、それが最も大切なんです。それは怒鳴りつけ、力で指導するよりもよほど忍耐と勇気が必要です」「クラスや子どもどうしの関係を変えなければなりません。彼は周りの子からも排除されています」変化する教職員の意識

同僚の先生と共に

- ・抱えているもの、教育観の違い、それは当然
- ・私の考える「正しさ」は、ほかの職員にとっては？と自問する
- ・楽しいことを一緒にやってみる
- ・M先生から学ぶ・人って面白い。教師って楽天的な方がいい。2学期から「不登校の子たち集まれ」「愚痴を言い合う会」を始めます。

保護者の人たちと関わる時大切にしたいこと

「困難な中で生活を維持し子どもを育てている、そんな親たちをまず尊敬し、子育ての大変さを共にする者どうしとして付き合っていきましょう」(4月最初の学年会で)



5. おわりに：子どもの権利条約を実現させる時代へ

2023年12月 「子ども大綱」の閣議決定

- こどもの権利条約を誠実に遵守する
- 子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し・・・
- こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消。教職員等が固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を持つことがないよう・・・
- おとなの経験や考えを一方向的に押し付けることなく、こども・若者と対等な目線でその意見を真摯に聴いて尊重するおとなの姿勢が重要である。

子どもの権利条約第12条：意見表明権とは

政府訳

締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

西郷南海子さん（教育学博士・日本学術振興会特別研究員PD）は、イギリスのユニセフ訳とカナダ政府の訳を紹介しなら、「子どもの権利条約は、『大人に伝わるように話せ』と言っているのではない！『聴く』努力が求められるのは、大人！」と指摘しています（2024年6月民教連の講座より）。

私の考え：「意見表明権」は、子どもの何気ない行為・つぶやき・表情・発言も意見（view）として捉えて、大人（教師）がしっかり受け止め応答するという大人（教師）の姿勢が問われているのではないでしょうか。しかし、実際の教育実践に活かされなければ、「絵にかいた餅」になってしまいかねない。自分たちの意見をもとに話しあって、「何かを変えることができた」というリアルな経験こそ、子どもは「権利行使の主体」として育つ。

国連子どもの権利委員会の日本への勧告

意見を持つことができるいかなる子どもにも年齢の制限なく、子どもに影響を与えるすべての事柄について、その意見を自由に表明する権利を確保し、威かしと罰から子どもを守り、子どもの意見が適切に重視されることを確保するように要請する。さらに、聴かれる権利を子どもが行使することを可能とする環境を提供すること。